

第4章 組 織

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合組織条例

昭和 46 年 7 月 9 日
条例第 5 号

改正 平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号 平成 20 年 3 月 31 日条例第 4 号

(組織の設置)

第1条 管理者の権限に属する事務を分掌させるため匝瑳市ほか二町環境衛生組合に事務局を設置する。

(分掌)

第2条 事務局の分掌する業務、その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日条例第 4 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。